

大分県報

令和三年
第一七九号
二月五日

（金曜日）

目次

告示

- 軽自動車税の環境性能割の収納事務の委託……………
- 救急告示病院等の認定……………
- 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………
- 土地区画整理事業の事業計画の変更認可……………
- 選挙管理委員会告示……………
- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………
- 都市計画図書の縦覧……………

○告示 示

大分県告示第八十八号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり軽自動車税の環境性能割の収納事務を委託した。
令和三年二月五日

一 受託者の名称及び所在地
大分県知事 広 瀬 勝 貞

名 称	トランス・コスモス株式会社
所 在 地	東京都渋谷区渋谷三丁目二十五番十八号

二 委託期間
令和二年八月一日から令和五年七月三十一日まで

大分県告示第八十九号
救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。
令和三年二月五日

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	曾根病院	佐伯市長島町二一八―二四	令三・一・一五から 令六・一・一四まで
救急病院	大分県済生会日田病院	日田市大字三和六四三番地の七	令三・一・二一から 令六・一・二〇まで

大分県告示第九十号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、国東市国東町綱井千七百六十八番地の仲村俊英ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができるとする。
令和三年二月五日

事 業 名	地 区 名	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
県営経営体育成基盤整備事業（区画整理）	綱井地区	令三・二・一五から 令三・二・二五まで	国東市役所

大分県告示第九十一号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和三年二月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の氏名

馬 締 順 次

馬 締 光 則

樋 田 請 子

馬 締 芳 文

上 田 由 希 子

馬 締 孝 弘

馬 締 尚 久

馬 締 和 久

馬 締 サツキ

安 達 京 子

二 事業施行期間

変更前 令和二年一月十七日から令和三年三月三十一日まで

変更後 令和二年一月十七日から令和三年五月三十一日まで

三 施行地区

臼杵市大字市浜字坪井迫及び臼杵市大字戸室字小野の各一部

四 土地区画整理事業の名称

臼杵市久保第三土地区画整理事業

五 事務所の所在地

臼杵市大字市浜六百二十番地の二十二

六 施行認可の年月日

令和二年一月十七日

七 変更認可の年月日

令和三年二月五日

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月五日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

「漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条」を「漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）第一条の規定による改正前の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条」に改める。

一 指定病院中

「医療法人愛敬会城東病院」 〃 牧二丁目一六一―一六」を

「医療法人愛敬会城東病院」 〃 牧二丁目一六一―一六

社会医療法人関愛会大東 〃 大字松岡一九四六」に改める。

よつば病院

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年二月五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類及び名称

佐伯都市計画道路 三・六・十四号 馬場常盤線（佐伯市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課